

第3回認証評価検討委員会 議事要旨

(注：本議事要旨は、事務局の責任で作成したものであり、今後、訂正される可能性があります。)

日時：平成16年1月21日 13:00～15:00

場所：弁護士会館1701AB号室

出席委員(50音順、敬称略)：阿部一正、飯田隆、飯室勝彦、浦部法穂、小幡純子、柏木昇、亀井尚也、川端和治、菊池武久、京藤哲久、小山稔、納谷廣美、長谷川裕子、日和佐信子、宮川光治、村瀬均、吉松悟、米倉明
(欠席：浅古弘、大出良知、高木晴夫、中川深雪、松浦好治)

1 監事選任の件

早田幸政金沢大学大学教育開発・支援センター教授を当委員会の幹事として選任する件について、飯田委員より提案及び説明がなされ、異議無く承認された。

2 資料説明、事務局における準備状況の報告

3 評価基準の具体的内容

【入学者における「社会人等」の割合】(評価基準2)

- ・ 同割合が2割を切った場合、前段階として勧告を行い、ある程度の期間を見て、改善のための努力をしていない場合は不適格にする。
- ・ 継続して基準を下回った場合、努力をしていないとの推定が働く。
- ・ 勧告して改善を待っている間に認証評価を受けるべき5年の期間を過ぎてしまった場合、改善勧告中は不可にはしない。
- ・ 改善勧告を出す場合の改善措置を行う期間は短くするべき。
- ・ 告示では2割を下回った場合、報告義務がある。報告の際、過去に遡った資料を調べることが出来るが、評価年度だけでなく、過去に遡って評価するかは議論するべき。
- ・ 本項目で不適格の場合、総合評価として不適格とするのは酷。
- ・ 設置基準違反なら全体として不適格であるのは当然
- ・ 地方の小規模校の場合、社会人の応募がない可能性がある。
- ・ 「社会人等」の定義付けは困難。
- ・ 「社会人等」の定義付けが出来ないなら、要件として無意味。
- ・ 実際は本当の社会人が多数応募している。

【法律基本科目におけるクラス人数】(評価基準3)

- ・ 設置審では、クラスの人数について、上手に書いたところは通った。はっきり書いたところは問題とされた。
- ・ 歩留まりを考えて入学者を多めに取るのが実際。よって、基準を超えた場合即不可、というのは酷。基準を超えた年度があった場合、基準を遵守する努力をしているかで判断するのはどうか。

- ・ 人数が基準を上回った場合、施設が人数の増加に対応しているか、という点は評価するべき。
- ・ 人数が増えるとクラス分けを行い、教員が増加する。
- ・ 資料2 2、8 ページ* 1 1 に記載された、10 人以下の科目開設については別項目にするべき。

【授業の適切な実施】(評価基準3)

- ・ 科目別の評価を行うか、という点については、あまり科目の分類を細かくすると科目間の融合が為されず、妥当でない。
- ・ エクスターン、クリニックについては別途評価基準を作成するべき。
- ・ 修習を考えると、最低限のチェックの必要性はある。科目別に分けるのが大変ならもっと大きな分類でもよい。
- ・ 評価基準3 は、法律基本科目群、法律実務基礎科目群に分け、法律基本科目群について最低限の基準を設けるといふことか。基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群はチェックしないのか。
- ・ 基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群の授業の実施は、各法科大学院に個性があるので、評価の対象を限定した。
- ・ 基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群の授業の実施は、評価基準8、特徴の追求において評価される可能性はある。
- ・ カリキュラムの組み立ては各大学の自主性を活かすことでよいのでは。
- ・ 法律基本科目群、法律実務基礎科目群のそれぞれについて、「2つのマインド、7つのスキル」のどこに重点を置くかを明示するべき。ただし基準にはある程度幅を持たせるべき。
- ・ 「2つのマインド・7つのスキル」を学生に身につけさせるためには、具体的にどのような教育を行うべきか、という点について、今回の評価基準では「法曹養成教育」という項目を新設し、* 1 3 に具体的な基準を記載した。
- ・ * 1 3 の記載は、抽象的基準を横並びにしている。事実調査・事実認定能力でいえば、2年次で事例教材を与えて分析しているか、という評価を行うべき。その他、双方向授業や模擬裁判をしているか、という評価を行うなどが考えられる。
- ・ 事実を聞き取るためにどういう教員をおいているか、等の基準を設けるべき。
- ・ 各法科大学院でどういう工夫をするか分からないにしても、例示としての基準は置くべき(ローヤリングでロールプレイングを行ったりカウンセリングの基礎を教えたりしているか、など)。
- ・ 具体的な教育内容についての評価は、評価機関から評価する方向と、法科大学院から報告させる内容とを合体させる評価の両面が考えられる。事務局には評価基準の改訂をお願いしたい。
- ・ この能力はこの科目で、と、バラバラにするのはよくない、という考え方もある。法律基本科目でも法的議論説得能力や、法曹としての責任について配慮するべき。具体的な方法は例示に留めるべき。
- ・ 法曹倫理は特化した科目はあるが、その他は色々な科目にちりばめられる。

- ・ 一律に評価するのではなく、項目ごとに中心となる科目がある。

【教員の教育能力】(評価基準4)

- ・ 個別教員の評価は行う。よって教員評価について何らかの基準は作る。
- ・ 評価の方法基準が問題。実際の教育は見ないといけない。実際に授業を見るべきでないか。
- ・ 教員の評価にあたり教育成果を考慮するのはパラドックスではないか。
- ・ 学生の評価を考慮することは可能。評価基準にそのように記載すべき。
- ・ 教育能力の評価については、研究業績以外に教育内容を評価すべき、学部とのローテーションを行う場合、学部に戻ったときに研究を行えばよいのではないかと、という議論があった。ところが設置審の審査では5年間の研究業績について審査された。
- ・ 理想と現実は違うということを意識すべき。教員評価は難しい。
- ・ 教員の能力は持っている能力か、能力の発揮度か。研究業績があっても授業がよくない人もいる。法科大学院の授業と関係ない研究をする人もする。
- ・ 設置審における教員評価に対しては、日弁連法科大学院設立・運営協力センターで意見書を出した。認証評価では設置審査よりも入念な教員評価を行うべき。
- ・ 個別教員は評価する。教育の実態は見る。というのが今回の結論。

【成績評価や修了認定についての学生からの異議申立手続】(評価基準5)

- ・ 既修者認定については、入学者選抜の問題。この点について異議申立を認める法科大学院はない。よって入学後の問題に限定する。
- ・ 成績評価に対する異議申立手続は各大学で定めている。内容は大学によって異なる。
- ・ 個別対応とするのか、組織として対応するのか、決めておくべき。組織としてやるなら、第三者が入る。第三者が入るのは大きな問題。
- ・ 個別対応か組織の対応かは各法科大学院に委ねられるのでは。
- ・ 学生に対する説明責任の問題でもある。
- ・ 自分の認定に対して根拠を聞くというのと異議を申し立てるというのは異なる。労使関係においては、自分の評価と賃金は重なる。
- ・ どういう処理をしたかを文書にして残し、公正さを担保すべき。

【在籍者数と総定員とのバランス】(評価基準6)

- ・ 設置審査では科目履修者は考慮してなかったはず。留学生は、フルに履修していればカウントした。

【適切な管理運営】(評価基準7)

- ・ 適切な管理運営について、設置審では、独立性などを見ていた。評価項目とする意味はある。他にはFDの体制など。
- ・ FDは別の項目で評価する。
- ・ 専任だが教授会に参加しない、というのは問題。
- ・ 設置審では、専任の実質があるかは審査した。

- ・ 適切な管理運営についての審査の範囲をどこまで絞るかの問題。機関評価ではないので悩んでいる。
- ・ 評価基準の中に財政について入れるべき。一生懸命やればやるほど財政的には辛くなる。
- ・ 法科大学院だけで見れば、赤字が多い。
- ・ 財政を理由に教育の質は落とせない。
- ・ 法科大学院が長続きしないのも問題。
- ・ 設置審査で財政は見た。どこも大出血サービスをしている。もし見るなら資料は膨大になる。
- ・ 財政状況は解釈上はいらぬのではないか。

【その他、評価基準について】

- ・ 評価基準4、教員の体制に関する*4、これはおかしい。
- ・ 評価基準4、教育体制の維持・向上に向けての組織的取り組みに関する*14のコメントも見直すべき。
- ・ 評価基準3、法曹養成教育に関する*13は、わかりにくい。
- ・ 用語は統一するべき。法律基本科目とすべきところを、法律基礎科目としているものがある。
- ・ 評価基準5、法学既修者認定に関する*7については、設置審でも議論になった。免除する科目と認定試験の科目の整合性を見るべき。
- ・ 評価基準4、教育体制の維持・向上に向けての組織的取り組みに関する*14について。法科大学院の教員をやりながら同時に研究するのは無理。研究休暇等を取る、等の基準を設けるのが現実的である。

4 法科大学院訪問について

- ・ 資料34。法科大学院訪問を行っている。